

## 在外公館で証明を申請する際に必要な戸籍謄（抄）本の取扱いについて

令和7年2月21日

- 1 現在、在外公館で身分事項に関する証明等を申請する際には戸籍謄（抄）本の提出を求めています。令和7年3月24日から、市区町村窓口やマイナポータル上で取得した「戸籍電子証明書提供用識別符号」（16ケタの数字）の利用が可能となることに伴い、証明申請においても戸籍謄（抄）本に代わり、この符号を提出頂くことが可能となります（従来どおり、紙での提出も可能です）。
- 2 具体的には、（1）在外公館の窓口で証明申請する場合は、この符号が記載された紙（手書きでも可）を提出、（2）「在留届オンライン（ORR ネット）」を利用した証明オンライン申請をする場合は、申請時に符号を入力します。  
（注）符号の有効期限は発行日から3か月です。  
（参考）証明オンライン申請とは  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23\\_004157.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23_004157.html)
- 3 「戸籍電子証明書提供用識別符号」の取得方法につきましては、各市区町村の戸籍担当窓口にご照会ください。

（了）